

第 3 1 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 2 月 1 0 日 開 会

平成 2 9 年 2 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年2月10日(金)午後1時30分 米沢市農業委員会第31回農地部会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(18名)

1番	吉田健二	委員	8番	高橋信夫	委員	15番	伊藤精司	委員
2番	大橋久芳	委員	9番	鈴木孝一	委員	16番	高橋秀治	委員
3番	佐藤健一	委員	10番	佐久間英之	委員	17番	大野澤進	委員
4番	高橋祐弘	委員	11番	上村貞義	委員	18番	石川正義	委員
5番	二宮啓一	委員	12番	中村圭介	委員			
6番	長谷部秀昭	委員	13番	菅野英一郎	委員			
7番	中根友裕	委員	14番	安部輝雄	委員			

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局	長	町田和利
農地主	査	戸田美恵子
主	査	佐藤秀洋
主	査	水谷春栄
主	事	渡部史紀

会議に付議した事項

- | | |
|--------|--|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について |
| 議第 1 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について |
| 議第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 5 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 6 号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第 7 号 | 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第 8 号 | 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第 9 号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |

開 会 午後1時30分

議 長 では、委員の皆さん、ご苦労さまです。連日のように新聞等で報道される高齢者による雪おろし作業の事故というようなことで、皆様方におかれましても気をつけていただいて作業のほうを進めていただきたいと、こう思います。

それでは、ただいまより第31回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いします。発声は12番中村圭介委員をお願いいたします。

(唱和)

本日の出席委員は18名中18名であり、去る2月8日に通知しました第31回農地部会は成立いたしました。

本日の議事録署名委員には、14番安部輝雄委員、15番伊藤精司委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 農地主査。

戸田農地主査 議案の訂正が1カ所ございます。6ページをご覧ください。受理番号3番受人の世帯構成欄中の農業専従者のところが「0」人となっておりますので、ここを「1」に訂正をお願いします。以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号49号から50号までの計2件で、田のみ3筆 470㎡、合計も同一でございます。

受理番号49号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地原野への転用です。転用年月日は平成4年ごろです。申請理由は、平成4年ごろから駐車場として利用しているためです。

受理番号50号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和48年3月13日です。申請理由は、昭和48年3月13日付

け指令農拓第2453号で転用許可を得、宅地として利用してきたためです。
以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号67号から71号までの計5件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田17筆 40, 275㎡、畑1筆 68㎡、計18筆 40, 343.00㎡です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人との賃貸借です。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買です。

受理番号69号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は借人へ所有権移転です。

受理番号70号 貸人 ○○○○ 相続人 △△△△、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借の予定です。

受理番号71号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は時効取得による所有権の移転のためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条

第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号111号から118号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号111号から118号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田10筆 16,631.00㎡、畑7筆 2,321.00㎡、計17筆 18,952.00㎡です。

受理番号111号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号112号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号113号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号114号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号115号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号116号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）部分による贈与です。

受理番号117号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号118号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
8 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、111号。

(高橋信夫委員 挙手)

- 議 長 高橋委員。
8 番 8 番高橋です。
1 1 1 号についてご説明申し上げます。
2 月 4 日に受人の△△△△さんにお会いしてお話を伺ってきました。この
案件は渡人の要望による所有権移転の売買です。渡人は県外に住んでいるた
め、耕作できません。また、土地が受人の土地と隣接しているところでもあ
るので、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
- 議 長 では、1 1 2 号。
4 番 (高橋祐弘委員 挙手)
議 長 高橋委員。
4 番 4 番高橋です。
1 1 2 号、1 1 5 号、1 1 8 号をご説明申し上げます。
この 3 案件とも手塚隆委員の調査区域になっております。手塚隆委員のお
話によりますと、1 1 2 号は渡人が〇〇〇〇ということで共有の土地であり
まして、今回△△△△さんが売買ということで受け取るということで、相手
方の要望ということで聞いております。
1 1 5 号は、渡人 〇〇〇〇さんが△△△△への売買ということで、相手
方の要望と聞いております。
1 1 8 号は、〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子間で経営移譲年金受給の
ための使用貸借ということで問題ないと聞いておりますので、報告申し上げ
ます。
- 議 長 1 1 3 号。
3 番 (佐藤健一委員 挙手)
議 長 佐藤委員。
3 番 3 番佐藤です。
1 1 3 号、1 1 4 号についてご説明申し上げます。
この担当は小関委員の担当地区でありまして、1 1 3 号の〇〇〇〇さんと
1 1 4 号の△△△△さんは親子ということで、実質〇〇のほうに現在お二人
ともお住まいになっているというようなことであります。田んぼは同じ△△
地内でありまして、地番下に今回田んぼをつくっていただくということで、
特に問題ないというようなことでありましたので、よろしくお願ひいたしま
す。
- 議 長 1 1 6 号。
1 0 番 (佐久間英之委員 挙手)
議 長 佐久間委員。
1 0 番 1 0 番佐久間です。

昨日、〇〇〇〇さんにお話を伺ってまいりまして、〇〇〇〇さんと△△さんは親子間でありまして、部分的なものでありますけれども生前贈与というようなことで、〇〇〇〇さんにつきましては専業農家でありまして農業経営を行っておるところであります。以上です。

議 長
7 番
議 長
7 番

では、117号。
(中根友裕委員 挙手)

中根委員。
7番中根です。

受理番号117号をご説明いたします。

受人の〇〇〇〇さんにお会いしてお話を聞いてまいりました。渡人の△△△△氏は農地を手放したいということで、相手方の要望で売買ということで問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、受理番号111号から118号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員
議 長

なし。
ないので、受理番号111号から118号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。
異議がないので、受理番号111号から118号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)
渡部主事。

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請について、受理番号6号から8号の計3件で、田4筆 3,920㎡、畑1筆 42㎡、計5筆 3,962㎡です。

受理番号6号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設のためです。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号7号 申請人 〇〇〇〇、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号8号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は道路の拡張のためです。こちらは第1種農地で、

農業用施設用地です。

なお、6号につきましては、5条の46号から50号までの案件と同一事業となっております。かつ転用面積が3,000㎡を超えるため、山形県農業会議の諮問を受けることとなります。

なお、本日、追加資料としてお渡ししました補足説明書及びもう1枚の書類につきまして、こちらは諮問案件でもあり、かつ農事相談で資料の提供を求められましたので提供するものでございます。なお、内容につきましては部外秘でお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
9 番 それでは、受理番号6号から8号を上程いたします。
議 長 (鈴木孝一委員 挙手)
9 番 鈴木委員。
9 番 9番鈴木です。
受理番号6番につきまして、遠藤委員の報告によりますと、規模拡大というようなこととあわせ、△△△△氏が地区住民への説明会を実施し、進んでおられると。また、大規模なことから畜舎、施設、周りの景観を保つための桜の樹木等を植樹もし、地域住民及び周りの環境へ十分な配慮をされているというようなことの遠藤委員からの報告でありましたので、何ら支障ないというようなことで判断しております。以上でございます。

議 長 では、7号。
8 番 (高橋信夫委員 挙手)
議 長 高橋委員。
8 番 8番高橋です。
7号についてご説明申し上げます。
場所は〇〇〇〇地内で、△△△△駐車場の西側に面しております。2月1日に申請人の〇〇さんにお会いして話を伺ってきました。転用の理由としては駐車場の造成。雪の下でしたが、昨年までここは田んぼとして作付したところで、事前着工等はないと思われます。よろしく申し上げます。

議 長 8号。
3 番 (佐藤健一委員 挙手)
議 長 佐藤委員。
3 番 それでは、受理番号8号の説明を申し上げます。
今回、〇〇〇〇さんのほうを確認できました。5条の申請のほうの受理番号52号があるわけですが、この土地のちょうど西側で、農道と△△さんの5条の申請の土地の間の土地でありまして、それを通路に整備をして、北側、奥まった田んぼの出入り口として利用していただくということでの申

請ということで、特に問題ないというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの受理番号6号から8号について、意見並びに質問ありませんか。
2 番 　　(大橋久芳委員 挙手)
議 長 　　大橋委員。
2 番 　　2番大橋です。

6号についてご質問いたします。景観的にはいろいろきれいな環境を整えていくというようなことをお聞きしましたが、におい的なものというのは住民、皆さんのほうはある程度承諾なさっているか、それともそういったものを出さないような形をとっているのか、そこら辺をちょっとお聞かせお願いたしたいと思います。

9 番 　　(鈴木孝一委員 挙手)
議 長 　　鈴木委員。
9 番 　　前回の農事相談の際の遠藤委員の報告では、においの関係までのお話は出ておりませんでした。既存の施設でも長年、乳牛の飼育、搾乳をしているわけで、そちらのほうのとき以来からそういった景観なりにおい関係のほうまでそれぞれ対策してきておりますので、継続した中で規模拡大しながらそちらのほうへの改良はしているものと判断しました。以上です。(「わかりました」の声あり)

議 長 　　そのほかありませんか。
1 5 番 　　(伊藤精司委員 挙手)
議 長 　　伊藤委員。
1 5 番 　　15番伊藤です。
2点質問したいと思います。

1点は農地の取得費であります。我々農業委員として近隣の売買が参考にもなりますので、10アール50万円よろしいのですか。

あと、造成地とありますが、盛土はどのぐらいして、その盛土の擁壁というかそういうのはどうするか、お願いたしたいと思います。

渡部主事 　　(挙手)
議 長 　　渡部主事。
渡部主事 　　では、今いただいた質問についてお答えいたします。補足説明書によりますと、土地取得費につきましては1,000㎡当たり50万円の土地取得となっております。

及び、盛土につきましては、盛土高が約1メートルで盛りまして、及び法面に対しましては擁壁を設置するということで申請をいただいております。よろしくお願いたします。

議 長 よろしいですか。伊藤委員。

1 5 番 その擁壁ですが、L型でするのか、じかにそこに擁壁をとるか工事を
 するのか、そこら辺わかっていますか。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 擁壁の形態につきましては、ブロック積みということで書かれております
 ので、恐らくはL型擁壁かと思われます。正確な部分まではちょっと確認し
 ておりませんので、確認し次第お答えいたします。よろしくお願ひします。

議 長 では、そのほかありませんか。

5 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 二宮委員。

5 番 5番二宮です。

雨水の排水方法についてお伺ひいたします。雨水の排水方法が自然流下と
 いうことになっていますが、この面積の大雨の場合の雨水というのが大した
 量になると思うんです。その点、下の周りの田んぼに対してのかんがい水の
 影響について何か考えられましたか。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 雨水排水につきましては、お手元の補足説明書にありますとおり自然流下
 となっております。なお、その際、排水先につきましては、米沢平野土地改
 良区からの意見書という形でいただいておりますことを確認しております。よろ
 しくお願ひします。

議 長 では、そのほかありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号6号から8号について、許可することに異議ありませ
 んか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号6号から8号について、許可することに決定い
 たしました。

なお、受理番号6号については、3, 0 0 0 m²を超えるため一般社団法人
 山形県農業会議の意見を聞いた後、許可になります。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を
 議題といたします。

それでは、受理番号46号から52号を上程いたします。議案の内容につ
 いて、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長
渡部主事

渡部主事。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号46号から52号の計7件で、田16筆 33, 897㎡、畑1筆 460㎡、合計17筆 34, 357㎡です。

受理番号46号 渡人 ○○○○、受人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号47号 渡人 ○○○○、○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は酪農用施設の建設です。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地（集落接続）です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
9 番
議 長
9 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、46号。

(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木委員。

9番鈴木でございます。

先の4条のほうでも説明しましたとおり、46号から50号まで△△△△の申請でございます。前段申し上げましたとおり、地域住民の方への配慮と、それぞれの景観並びに排水関係等についても十分配慮されているというふう

なことでございますので、何ら支障ないかと思われま。という遠藤委員の報告でございました。以上です。

議 長
8 番
議 長
8 番

では、51号。
(高橋信夫委員 挙手)

高橋委員。
8番高橋です。

51号についてご説明申し上げます。

この案件は角屋委員の案件であります。農事相談の折、お話を聞いております。場所は〇〇〇〇地内になりますが、角屋さんが2月1日現地確認し、事前着工しないの確認しております。また、2月6日、代理人の行政書士△△さんに電話で確認をとっております。受人の△△△△さんが店舗兼アパートを建設し、この申請地に駐車場を造成するという事です。問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長
3 番
議 長
3 番

52号。
(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

それでは、52号をご説明申し上げます。

先ほどの4条の隣の土地でありまして、先月の1月の部会で審議して許可をいただきました〇〇さんの住宅の並びであります。今回、〇〇さんから△△さんのほうに土地をお譲りをし、△△さんの自宅を建築をするというふうなことで特に問題はないというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの46号から52号について、意見並びに質問ありませんか。
なし。

ないので、受理番号46号から52号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号46号から52号について、許可することに決定いたしました。

受理番号46号から50号については、それぞれ3,000㎡を超えるため、一般社団法人山形県農業会議に意見を聞いた後に許可になります。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

2 番
議 長
2 番

(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。

私の案件がございまして、退席させていただきます。

(大橋久芳委員 退室)

議 長 それでは、受理番号15号と16号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 議第5号 農用地利用集積計画についてのうち、受理番号15号及び16号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号15号及び16号は賃貸借の再設定でございます。貸人 ○○○○氏及び○○○○氏より借人 △△△△へ、土地等詳細につきましては記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ11筆 11,387.00㎡、よって合計も同一でございます。

こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号15号及び16号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号15号と16号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

2 番 2番伊藤委員の入室を認めます。

議 長 (大橋久芳委員 入室)

議 長 それでは、受理番号15号と16号を除く受理番号1号から20号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 農用地利用集積計画について、先に上程となりました受理番号15号及び16号を除く案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となった案件を除きます受理番号1号から20号までの計18件でございます。内訳は、相対による所有権移転売買5件、中間管理事業による賃貸借が3件、相対による新規の賃貸借権設定5件、再設定5件でございます。

この筆数、地積につきましては、田68筆 146, 105.00㎡、畑2筆 765.00㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号13号 貸人○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号14号 貸人 小○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号15号と16号を除く受理番号1号から20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号15号と16号を除く受理番号1号から20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件は、先の集積計画によるものでございます。

受理番号1号の1件のみでございまして、この筆数、地積につきましては、田のみ2筆 7,368.00㎡、よって合計も同一でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見及び質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から5号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主事
議長
水谷主事

(挙手)

水谷主事。

議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与にかかわる贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので農業委員会の可否を求めます。受理番号が1号から5号までの計5件です。

受理番号1号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 △△、贈与年月日 昭和55年5月28日。

受理番号2号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 △△、贈与年月日 昭和58年12月22日。

受理番号3号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 △△、贈与年月日 昭和58年9月28日。

受理番号4号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 △△、贈与年月日 昭和61年3月31日。

受理番号5号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 △△、贈与年月日 平成16年12月15日。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。では、1号。

3番
議長
3番

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

1号の○○○○さんは現在農業ということで、贈与を受けた田んぼを、全部農地を活用して農業をやっているということで問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長
6番
議長
6番

2号。

(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番長谷部です。

2号と3号の説明をいたします。

2号につきましては、安部委員の調査区になります。安部委員に確認をしたところ、引き続き農業をやっているということで問題ないというものでありました。よろしくお願ひいたします。

3号につきましては、現場確認というわけにはいかなかったわけですが、本人から直接聞き取りをしました。全面積耕作をやっているということでした。よろしくお願ひいたします。

議 長 4号お願いします。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 1 1 番上村です。

4号の〇〇さんは、私と畑が隣同士というようなこともありましてよく存じ上げている方であります。果樹を中心にして一生懸命農業経営をやっておられますので、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 5号。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋委員。

8 番 8 番高橋です。

この5号の案件は、吉田委員、大野澤委員、高橋祐弘委員、そして私と担当地区がまたがっておりますが、代表して報告させていただきます。

〇〇〇〇さんは間違いなく農業を行っており、所有権の異動等は行っておりません。問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 ただいまの受理番号1号から5号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第7号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議 長 水谷主査。

水谷主査 議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので農業委員会の可否を求めます。

受理番号1号の1件のみです。

受理番号1号 申請人 〇〇〇〇、被相続人 △△、相続年月日 平成22年1月26日。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

17番 (大野澤 進委員 挙手)
議 長 大野澤委員。
17番 17番大野澤です。
去る2月5日、日曜日でありましたけれども、電話で〇〇〇〇氏と電話連絡をし、また、隣部落でもあるわけですがけれども、〇〇〇〇氏は勤めてはおりますけれども農業経営も一生懸命やっている、間違いなく農業経営をやっているというようなことに間違いありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問ありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。
次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)
議 長 渡部主事。
渡部主事 議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、マッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため、平成29年1月27日付で米沢市長から意見を求められたので委員会に付議いたします。
内容につきましては、次のページの内容となっております。以上、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。
以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。
議長 ないようですので、これで第31回農地部会を閉会いたします。
 どうもご苦労さまでした。

閉会 午後2時10分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年2月10日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
